
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第113号》 2025年9月1日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページのURLについては、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

※各種受信端末のセキュリティ設定により、URLが無害化処理され、文字列先頭の「h」が削除されて受信される等の事例が確認されております。各種受信端末の設定をご確認ください。

■―― 目 次 ――■-----

【1】「岸和田市ビジネスワンストップ伴走支援センター

（岸和田商工会議所ビジネスセンター）」の無料経営相談をご利用ください（市）

【2】販路拡大を支援します（市）

【3】産業人材の育成を支援します（市）

【4】創業者の販路開拓を支援します（市）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

【5】岸和田市内事業所のデジタル化を支援します（市）

【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象！】

【6】岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します（市）

【7】岸和田市内の事業所の省エネルギー化を支援します（市）

【8】岸和田市奨学金返還支援事業助成金（市）

～若者世代の岸和田市での就業促進に～

【9】生成 AI で動画制作実践講座（商工会議所）

【10】生成 AI 活用セミナー（商工会議所）

【11】若手社員フォローアップセミナー（商工会議所）

【12】職場のハラスメント防止対策セミナー（商工会議所）

【13】～夢に挑戦！目指せ起業家～創業セミナー（商工会議所）

【14】関西 SBT 取得促進・脱炭素ソリューションセミナー

～「SBT 取得の重要性」と「脱炭素計画の実行のためのソリューションご提案紹介」～

（ozcaf）

■―― 各 情 報 ――■

【1】――

「岸和田市ビジネスワンストップ伴走支援センター

（岸和田商工会議所ビジネスセンター）」の無料経営相談をご利用ください（市）

岸和田商工会議所ビジネスセンターは、岸和田市の事業者・起業家の皆さまが

「何度でも無料で」利用できる公的な経営相談所です。

ビジネスの様々なお悩みに対して、お金をかけずに知恵を使って

事業を上向きにする方法を提案し、伴走支援します。

会社や商品の魅力が見える化する専門家や、SNS やホームページなど

情報発信に強いアドバイザーが、課題に応じた具体的なアドバイスを提供します。

- * 売上を伸ばしたい
- * 販路を開拓したい
- * 起業したい
- * 情報発信を強化したい

など、ビジネスのお悩みや課題がありましたら、
ぜひ岸和田商工会議所ビジネスセンターにご相談ください。

事前予約制です。お電話・ホームページの申込フォームから
ご予約・お問い合わせをお願いします。

【電話】 072-447-5014

【申込フォーム】 <https://www.kishi-biz.jp/contact/>

【ホームページ】 <https://kishi-biz.jp/>

【2】 -----

販路拡大を支援します（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が、販路開拓のために行う
市外の展示会への出展など、その費用の一部を補助します。
※既に終了した展示会などについては、申請できませんのでご注意ください。
※販売を伴わないものに限ります。

【令和6年度の採択事例（一例）】

- ・ 製造業事業者が、伝統的工芸品の展示会へ参加
- ・ 木材商品販売事業者が、展示会で使用する商品紹介動画を作成

【募集期間】

原則 令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）

（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること）

- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1事業者1年度につき、20万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/tenjikai.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【3】-----

産業人材の育成を支援します（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が当該事業所に勤務する従業員等に対して実施する研修事業にかかる費用の一部を補助します。

※既に受講・修了した研修等については、申請できませんのでご注意ください。

【令和6年度の採択事例（一例）】

- ・ 製造業事業者が、生産現場での現場のリーダーに関する研修を受講
- ・ 製造業事業者が、品質管理の知識習得とスキルアップのための研修を受講

【募集期間】

原則 令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること）
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-jinzaiikusei.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【4】-----

創業者の販路開拓を支援します（市）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

市内で創業を予定している方、市内で創業後5年未満の事業者に対し、
創業に係る費用および販路開拓に係る費用の一部を補助します。

【令和6年度の採択事例（一例）】

- ・ 創業希望者が、不動産会社を法人として設立

- ・飲食店経営者が、店舗の入り口に看板を設置

【募集期間】

令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内で、個人事業者等として創業または法人の設立を予定する個人、または、岸和田市内で創業後5年未満の個人または設立後5年未満の法人であること。
- ・産業競争力強化法第2条31項1号～4号に該当する創業者であること。
- ・岸和田市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けたこと。
- ・過去に岸和田市創業支援事業補助金、岸和田市創業時販路開拓支援事業補助金及び「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：創業・起業）の交付を受けていないこと。
- ・法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行う予定または行っていること。
- ・対象外業種でないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- ・岸和田市外で創業後、岸和田市内に移転した事業者又は、岸和田市内で創業後、岸和田市外へ移転した事業者でないこと。

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
 - ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）
- ※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-hanrokaitaku.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【5】-----

岸和田市内事業所のデジタル化を支援します（市）

【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象！】

岸和田市内の事業者が実施する、ポストコロナ・ウィズコロナ時代を見据えた
事業所等のデジタル化を支援しています。

【採択事例（一例）】

- ・ 製造業事業者が、エラー情報収集や情報入力作業を自動化するシステムを導入
- ・ 製造業事業者が、経理／資産管理／債権債務管理ソフトを導入
- ・ 製造業事業者が、勤怠管理ソフト及び稼働のためのＩＣカードリーダーを導入
- ・ 製造業事業者が、生産管理システムを最新ＯＳに適合するよう改修
- ・ 製造業事業者や警備事業者が、各種電子化が可能な人事給与システムを導入
- ・ 会計事務所が、顧客先などで活用できる仮想クライアントＰＣシステムを増設
- ・ 飲食物製造事業者が、就業規則作成ソフトを導入
- ・ プログラミング教育事業者が、授業に特化した専用ソフトを導入
- ・ 木材加工事業者が、ＨＰ管理のためのＣＭＳソフトを導入
- ・ 電気工事事業者や足場設計事業者が、業態に特化したＣＡＤソフトを導入
- ・ リサイクル業事業者が、顧客管理や会計等ソフト及び稼働のためのＰＣを導入

【募集期間】

令和８年１月３０日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと

- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、30万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/digital-hozyokinn.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【6】-----

岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します（市）

岸和田市内の事業者が実施する、岸和田市内の事業所に対する省エネ診断、省エネ支援に必要な費用を支援しています。

【対象となる主な省エネ診断・支援】

- ・一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施する省エネ診断費用
- ・一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断費用

【募集期間】

令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと

- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、5万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の10分の10（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。
申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/shindan.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【7】-----

岸和田市内の事業所の省エネルギー化を支援します（市）

岸和田市内の事業者が実施する、省エネ診断・省エネ支援に基づく
岸和田市内の事業所に対する省エネ機器や太陽光発電設備の導入に必要な費用を
支援しています。

【採択事例（一例）】

- ・漁業／水産加工事業者が、省エネ診断を受け、高機能空調設備に入替
- ・廃棄物処理事業者が、省エネ診断を受け、高機能空調設備に入替
- ・通信機器販売事業者が、省エネ診断を受け、高効率照明(LED)に入替

【募集期間】

令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）

- ・省エネ診断・省エネ支援を令和5年度以降に受けていること
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：省エネ機器、太陽光発電設備について、
各々1事業者1年度につき、50万円（予算上限に達し次第終了）
※太陽光発電設備のみの導入は補助の対象となりません。
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/syouene-setsubi.html>

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【8】-----

岸和田市奨学金返還支援事業助成金（市）
～若者世代の岸和田市での就業促進に～

岸和田市内の事業所に新規に正規就業する若者（39歳以下）を対象に奨学金の返還を支援します。若年者の採用に向けた求人活動にもご活用ください。

【申請期間】 令和8年1月5日（月）～令和8年2月27日（金）

【対象奨学金】 日本学生支援機構等が貸与する奨学金

【対象者】 次の要件をすべて満たす方

- ・ 令和 5 年 4 月 1 日以降、市内企業等に新規に正規雇用され、6 か月以上就業または就業予定で、かつ申請日時点で雇用継続中の方
 - ・ 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している方
 - ・ 令和 8 年 3 月 31 日時点で年齢が 39 歳以下の方
 - ・ 申請日時点で市内に住所を有し 5 年以上定住する意思がある方
 - ・ 岸和田市税を滞納していない方
 - ・ 暴力団員または暴力団密接関係者でない方
- ※ただし、公務員及びそれに準ずる方は除く

【助成金額】令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日までに支払った奨学金返還額の 3 分の 2 以内で、上限年額 12 万円(千円未満切り捨て)
※ただし、助成対象者が他の公的機関等からの補助金等又は市内企業等からの手当等を受けている場合は、その額を助成金の交付対象となる経費から除きます。

【詳細 URL 】
<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-shougakukin-jyosei2025.html>

【問い合わせ先】
岸和田市産業政策課労働政策担当 (072-423-9621)

【 9 】 -----

生成 AI で動画制作実践講座 (商工会議所)

本講座では、販促や営業、社内マニュアルといったビジネスに活用できる動画を AI ツールを使って実際に制作する方法を実践形式で学びます。
「動画を自社で作れるようになりたい」「AI 活用を始めたい」という方は是非ご参加ください！

【開催日時】
〔第 1 回〕令和 7 年 10 月 24 日 (金) 15:00～17:00
〔第 2 回〕令和 7 年 11 月 17 日 (月) 15:00～17:00

【開催会場】

岸和田商工会議所（岸和田市別所町 3-13-26）

【受講料】

無料

【講師】

西川勝之 氏（デジタルコンサルティング事務所 ZERO1CHI）

【内容】

〔第 1 回〕 動画制作の手順を学び、A I を使った動画生成の準備を整えよう！

〔第 2 回〕 制作した動画作品を発表・講評！より魅力ある動画へブラッシュアップ

【申込方法】

下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/study/event-12205/>

【お問合せ】

岸和田商工会議所（担当：松原）TEL：072-439-5023）

【10】 -----

生成 AI 活用セミナー（商工会議所）

デザイン知識がなくても、「Google Gemini」を活用すれば、
チラシや SNS、ウェブサイトといった広報ツールに使う画像をワンランク上のクオリティで作成することができます。
広報ツールの可能性を広げ、新たな未来を想像する第一歩を、是非この機会に踏み出してみませんか？

【開催日時】

令和 7 年 11 月 7 日（金）15:00～17:00

【開催会場】

岸和田商工会議所（岸和田市別所町 3-13-26）

【受講料】

無料

【講師】

西川勝之 氏（デジタルコンサルティング事務所 ZERO1CHI）

【内容】

- 1) 生成A I と Google Gemini の可能性
- 2) Google Gemini を使って画像生成に挑戦
- 3) 生成A I で画像を作成する際の注意点

【申込方法】

下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-12184/>

【お問合せ】

岸和田商工会議所（担当：松原）TEL：072-439-5023）

【11】 -----

若手社員フォローアップセミナー（商工会議所）

社会人にとってビジネスマナーはとても重要で、顧客への対応次第では会社の信頼を失う事もあります。本セミナーは、今年入社し、既にマナー研修を受講された方（未受講の方も参加可）や若手・中途・休業明け社員の方のフォローアップをして、ビジネスマナーの再確認を図ります。この機会にビジネスマナーに磨きをかけていきませんか？

【日時】

令和7年10月3日（金）10:00～16:00

【会場】

泉佐野商工会議所

【受講料】

無料

【申込】

下記URLよりお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-12176/>

【問い合わせ先】

担当(主催)：岸和田商工会議所 市田

電話番号：072-439-5023

FAX：072-436-3030

【12】 -----

職場のハラスメント防止対策セミナー（商工会議所）

セクハラ、マタハラに加え、2022年4月より中小企業を含む全企業においてパワハラ防止措置が義務化されました。また2022年2月に厚生労働省がカスハラ対策企業マニュアルを公表、2025年4月には東京都でカスハラ防止条例が施行されるなど、カスハラについても大きな関心を集め、企業の対策が求められています。

こうした中、近年では職場のハラスメントに対する労働相談は激増し、それに伴うメンタルヘルス不調や自殺等も社会問題になっております。ハラスメントは、企業にとって民事訴訟や報道被害等のリスクがあるほか、ハラスメントに伴う職場環境の悪化により、従業員のモチベーションダウンや優秀な人材の流出により、労働生産性の低下や人材不足の要因となるリスクもあります。

ハラスメント対策を行い、働きやすい職場環境を作ることは、中小企業が今後成長を続けていくためには必須の課題となっております。

本セミナーではハラスメントについての基礎理解だけではなく、起こさないための注意点、起こりにくい環境をつくるための考え方や、起こってしまった際の対処法を理解することで、ハラスメントへの多面的な対応ができるよう、分かりやすく説明いたしますので、この機会に是非ご参加ください。

【日時】

令和7年9月25日（木）14:00～16:00

【会場】

貝塚商工会議所 2階 中会議室（貝塚市二色南町4-7）

【受講料】

無料

【講師】

友成労務事務所 代表者 友成敏朗 氏（特定社会保険労務士）

【内容】

1. ハラスメントとは？
 2. ハラスメント問題のリスクと企業の責任
 3. パワハラと厳しい指導との違い
 4. ハラスメントが発生しない職場づくり
 5. ハラスメントが起きた場合の対処方法
- ※ 大阪府施策（労働相談センター事業等）の紹介

【申込】

下記URLよりお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-12179/>

【問い合わせ先】

担当（主催）：岸和田商工会議所 市田

電話番号：072-439-5023

FAX：072-436-3030

【13】-----

～夢に挑戦！目指せ起業家～創業セミナー（商工会議所）

岸和田商工会議所では、独立開業を志す方や新たに事業を起こしたいと考えている
方々を対象に、開業に係る基礎知識、資金の調達、社会保険と労働保険、

創業を成功させるポイント等について実践的、体系的に学んでいただく

「創業セミナー」を開催いたします。

開業のための具体的かつ実践的な内容ですので、独立開業を目指す方やすでに開業準備に着手されている方であれば、サラリーマン・OL・主婦・学生等どなたでも受講できます。開業して間もない方も受講できますので、奮ってご参加下さい。

【日時】

令和7年11月15日（土）、29日（土）、12月13日（土）、20日（土）
いずれも10：00～12：00（13日のみ9：00～12：00）の
4回コースのセミナーです。

【会場】

岸和田商工会議所

【受講料】

無料

【講師】

中辻 一浩 氏（中小企業診断士）

【申込】

下記URLよりお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-12189/>

【問い合わせ先】

担当（主催）：岸和田商工会議所 市田

電話番号：072-439-5023

FAX：072-436-3030

【14】-----

関西 SBT 取得促進・脱炭素ソリューションセミナー

～「SBT 取得の重要性」と「脱炭素計画の実行のためのソリューションご提案紹介」～

(OSAKA ゼロカーボン・スマートシティ・ファウンデーション)

脱炭素への挑戦は、企業の生産性を向上させるチャンスですが、国際イニシアティブとしての SBT の取得等脱炭素計画づくりが重要で、同時に、脱炭素化に向けた多様なソリューションをご紹介します、貴社の脱炭素計画の実行を支援します。

【詳細】

・日時(募集期間) 開催日時 2025年9月19日 14時～

(募集期間：2025年9月18日)

・場所 ATC グリーンエコプラザ

大阪市住之江区南港北2丁目1-10ATCビル ITM棟11階西側

・その他

https://www.ecoplaza.gr.jp/?p=15317&post_type=seminar_post&preview=1&ppp=4478187261

【定員】

会場50名 リモート100名(先着申込順) 受講料 無料

【お申込み】

①ATC会員登録をして申し込まれる場合

https://www.ecoplaza.gr.jp/?p=15317&post_type=seminar_post&preview=1&ppp=4478187261

②ATC会員登録をせず直接申し込まれる場合

<https://forms.gle/WHRWm7WsuPVN4aeXA>

【問い合わせ先】

担当(主催)：ATC グリーンエコプラザ

電話番号：06-6615-5888

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 事業者支援担当

Tel：072-423-9485(事業者支援担当直通)

Email：sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL やお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。

※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡ください。

※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に 1 回の発行です。